

令和7年7月17日

クールジャパン戦略担当大臣

城内 実 先生

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

会長 井上 善博

北海道ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 西海 正博

宿泊観光産業に対する支援のお願い

拝啓

盛夏の候、貴殿におかれましては、益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、旅館をはじめとした我が国の宿は、歴史的に見ても地域に支えられ、そして、地域を支えてきた存在であり、その建築様式、設え、食などにおいて、地域の伝統、文化、芸能などを体現する存在、まさに「地域のショーケース」と言える存在となっています。

こうした宿に宿泊し、宿文化を体験して頂くこと自体が、自然、食事、寺院・神社などの文化遺産などと並ぶ、世界中の人々を引きつけるキラコンテツになっており、国として、インバウンドの地方部への誘客、そして観光による持続可能な地域づくりが大きな課題となる中では、宿の果たすべき役割はますます大きくなっているものと認識しております。

しかしながら、宿、そして宿文化の維持・発展にあたっては、数々の課題があるのも事実です。生産性・収益性の向上、人手不足問題への対応、頻発する自然災害への対応など、どれも一筋縄ではいかないものばかりです。こうした課題を着実に解決していき、宿泊観光産業が持続可能で稼げる産業へと変革し、そして、業界全体の地位向上を図ることは、絶対に成し遂げなければいけません。

そのためには、我々自身、一つ一つの宿が徹底的に自助努力をすることが何よりも大事であると認識しておりますが、こうした自助努力や業界としての取組だけでは解決できない部分については是非ともお力添えを賜りたく、宿泊観光産業が我が国の基幹産業、そして地方創生の核となり、日本経済復興の先導役を担うことをお誓いし、別紙要望を実現して頂きますようお願い申し上げます。

敬具

【要 望 書】



全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会



【 要 望 】

1. 観光地の価値を毀損する廃屋の撤去の支援

令和 3 年度から実施いただいていた高付加価値化事業のおかげで、宿泊施設の高付加価値化改修が進むとともに一部の廃屋については撤去がなされたが、いまだに全国各地の観光地には数多くの廃屋が残され、観光地の価値を大きく毀損しているところである。

廃屋の撤去については、10 億円を超えるような費用がかかる場合（特にアスベストが使用されている場合には費用が大きく上昇）が多いとともに、民間主体が廃屋撤去を行いたい場合でも民間金融機関からの借り入れが困難な場合も多く、国の支援をお願いしたい。

2. 宿泊施設、飲食店、滞在施設、その他の観光施設のバリアフリー化の支援

我が国を含め世界各国で高齢化が進む中、国内客・インバウンド客共に増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起し、ユニバーサルツーリズムの普及・定着を図ることが重要であるが、現状では、地方部を中心として、バリアフリー化が進んでいない宿泊施設、飲食店、滞在施設等が多く、そうした地域においては新たな需要を取りこぼすことになりかねない。

地方創生実現のためにも、早急にこうした観光施設のバリアフリー化を促進することが重要であり、宿泊施設、飲食店、滞在施設、その他の観光施設のバリアフリー化について、国の支援をお願いしたい。

3. 宿泊観光産業の人材不足対策・業務効率化に資する設備・サービス導入の支援

あらゆる産業で人手不足が大きな課題となる中、宿泊観光産業においても、人手不足の問題は深刻な課題となっている。

人手不足の解消に向けては、外国人材の積極的な活用も不可欠であるが、宿泊施設で働く外国人の希望者は多いものの雇用が進んでいない現状もあるため、マッチングイベントやジョブフェア、宿泊観光産業の魅力等の周知に係る PR 活動について、国の支援をお願いしたい。

一方で、こうした外国人材の雇用までには一定の時間を要することから、喫緊の人手不足解消のためには、設備投資などを通じた人材の効果的な配置とサービス水準向上を強化する取組を進めることも必要不可欠であり、こうした取組への国の支援をお願いしたい。

4. 災害による損失補填のための公的な共済制度の設立支援

宿泊観光産業は観光立国を支える基幹産業であるにも関わらず、ひとたび地震、台風等の自然災害が生じると、建物等への直接的な被害はもちろんのこと、その後の風評被害により、経営上、大きなダメージを受けることになってしまう。

漁業においては、その経営が自然環境に左右されやすいことを踏まえ、漁業の経営安定を図るため、国も関与した形での保険の仕組みが構築されているところである。

宿泊観光産業においても、その経営安定を図るため、宿泊観光事業による共済制度を設立し、またなるべく多くの事業者に参加してもらうため共済掛金を安価に抑える仕組みづくりをお願いしたい。

5. 生活衛生関係営業対策事業による支援

宿泊施設はインバウンド客の滞在拠点となるとともに、自然災害発生後の二次避難の受け入れ先となっており、生活衛生関係営業の中でも宿泊観光業は、国民の生活に密接なサービスや商品を提供するだけでなく、経済成長に資するとともに国民の安全・安心を守る、という役割を持っている。

しかしながら、宿泊観光事業者の中にはハード・ソフト両面からインバウンド客対応に適さない事業者が存在するとともに、自然災害発生時の避難マニュアルなどが整備されていない事業者も多いのも事実であり、国において、こうした事業者がインバウンドの滞在拠点や自然災害発生後の二次避難受け入れ先となるための必要な支援をお願いしたい。

6. 持続可能な地域となるような事業再生の支援

宿泊観光業界は、3年にも及ぶコロナ禍による過重債務問題への対応を行う一方、人口減少・少子高齢化社会や消費者の嗜好の変化といった時代の波に合わせた変革を行っていく必要が生じている。

こうした状況も踏まえ、事業者の所有と経営の分離、事業継承・事業譲渡、事業再編等の事業再生を進めるための支援をお願いしたい。その際には、金融的視点だけの事業再生ではなく、旅館をはじめとする我が国の宿泊観光産業の存在意義を深く理解していただいた上で、地域を持続可能な地域となるような事業再生の支援をお願いしたい。

7. 地域経営へのあり方の見直しについて

国が地域経営の担い手としてDMOに大きな期待を寄せている中、その理念に疑義を唱えるつもりはない一方で、多くのDMOが、観光業界とは関係ない事業者や、旅行会社等から構成されており、地域のことを理解していないケースが散見されている事実にも目を向けるべきであると考えます。

その点、地域の宿泊施設は「地域のショーケース」と言えるくらい、歴史的に見ても地域との繋がりが深く地域のことを熟知しており、国として、各地域の地域経営に宿泊観光事業者の参画を促すようお願いしたい。

8. 各種補助事業における申請主体の見直しについて

地域の宿泊施設は、地域との繋がりが深く地域のことを熟知しており、また、地域の価値と宿の価値が共生関係にあることも理解しており、近年、地域づくりへの積極的な貢献を行っているところである。

こうした中、観光庁をはじめとする関係省庁の地域づくりに関する補助事業においては、申請主体を地方公共団体とDMOに限るケースが多いところであるが、そこに全旅連及び各都道府県組合を加えて頂きたい。なお、全旅連及び各都道府県の旅館ホテル組合は、生衛法に基づき設立された組合であり、政策金融公庫においても、生活衛生融資枠が設けられるなど公益性の高い組織である。

9. 宿泊に関する精緻な統計調査の実施について

現在、観光庁においては、我が国の宿泊旅行の全国規模の実態等を把握し、観光行政の基礎資料とすることを目的として、宿泊旅行統計調査が行われているところであるが、有効回収率が50%程度にとどまるなど、改善の余地を残しているところである。

地域、そして宿泊施設のより正確な統計データを取得することは、観光行政の高度化につながるものと考えられ、全旅連をはじめとする宿泊団体を活用した、新たな宿泊に関する精緻な統計調査の実施をお願いしたい。

10. 固定資産税の見直しについて

旅館・ホテルは、不特定多数の顧客に対し、建物・施設を提供し、その使用対価を主な収入とする事業であり、その事業の特性から、施設・設備の劣化が短期間で進むとともに、顧客ニーズの変化を踏まえて、3～5年程度の周期で施設・設備の更新を行う必要があること、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除去されるような状況にある。

一方で、旅館・ホテルの用に供する建物に係る固定資産税に関しては、その評価の際の基準が、こうした建物の実態に即したものとなっているとは言い難いことから、その基準を適正化する必要がある。

令和9年度の固定資産税の評価替え時には、状況に配慮した見直しを行っていただきたい。

11. 地域の交通のアシの確保について

国の方針として掲げるインバウンドの地方部への誘客は非常に重要であり、我々宿泊観光産業としても全面的に協力をさせて頂きたい。

しかしながら、地域の現状に目を向けると、例えば、北海道などにおいては、二次交通として電車やバスが選択肢とならず、タクシーの確保もままならない地域が多く存在するのも事実である。一方で、こうした地域には農業従事者を中心に、自家用車として高級車を所有しているとともに、冬には農業に従事できないことから、遊休労働力化しているという現実もあり、地域のアシの確保に活用すべきと考える。

については、インバウンドの地方部への誘客を実現させるためにも、国として、地域のこのような厳しい実情を踏まえたアシの確保施策の構築をお願いしたい。

12. 宿泊観光事業者主導の地域づくりへの支援

石破茂政権の看板政策「地方創生2.0」、中でも地域の中核となる企業経営者等の意欲と能力のある「民」の力を活かした地方創生を実現させるため、6月27日には「民主導による新たなまちづくり推進会議」が新たに発足されたところである。

この点まさに地域の宿泊観光事業者は、従来から地域経済の牽引役として、地域の諸課題の解決に努めつつ、持続可能な地域づくりに積極的な役割を果たしてきたところである。

については、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の申請主体について、各地方公共団体に加え、生衛法に基づき設立された全旅連をはじめとした各都道府県の旅館業生活衛生同業組合及び宿泊観光事業者を追加していただき、宿泊観光事業者が主導するソフト・ハード両面の地域づくりの取組の支援をお願いしたい。

13. 温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録への支援のお願い

現在、宿泊観光業界を挙げて温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の支援を行っているところであるが、国の方でも力強くご支援お願いしたい。その際、世界各国に我が国の温泉文化を知ってもらうことが重要であり、旅行会社や広告代理店等が実施する温泉文化の宣伝ではなく、地域の宿泊観光事業者が主体となった、例えば、駐日各国大使等に全国各地の温泉地の宿泊施設に実際に宿泊していただくなどの意味ある取組にご支援をお願いしたい。

また、温泉の文化的な価値を広く発信するとともに温泉文化を次代へと守り伝えていくため、各地で啓発イベントを開催するなど、温泉地の活性化・観光振興に取り組んでいただきたい。

以上